

## II 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報取扱事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別の届出状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

実施機関		届出件数			現在数
		開始	変更	廃止	
市 長	会 計 室	0	0	0	4
	市 長 室	0	5	0	14
	総 務 企 画 局	0	0	1	9
	財 政 局	0	5	0	23
	市 民 局	4	18	3	72
	こ ども 未 来 局	6	36	0	98
	福 祉 局	5	12	0	91
	保 健 医 療 局	4	13	1	131
	環 境 局	0	20	5	57
	経 済 観 光 文 化 局	0	4	0	37
	農 林 水 産 局	0	3	0	31
	住 宅 都 市 局	0	20	3	88
	道 路 下 水 道 局	1	6	3	45
	港 湾 空 港 局	2	1	0	19
	区 役 所	0	2	2	3
	小 計	22	145	18	722
議 長	0	0	0	4	
教 育 委 員 会	0	12	0	55	
選挙管理委員会(市・各区)	0	9	0	13	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	1	0	1	
農 業 委 員 会	0	0	0	4	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1	
公営企業 管 理 者	水 道 局	8	2	0	36
	交 通 局	8	2	0	14
消防長	消 防 局	0	3	1	38
地方独立行政法人福岡市立病院機構		0	0	0	1
福 岡 市 住 宅 供 給 公 社		0	0	0	6
合 計		38	174	19	895

備考 現在数とは、令和5年3月31日現在の取扱件数をいう。

## 2 保有個人情報の開示の請求等の状況

### (1) 保有個人情報の開示の請求

保有個人情報開示の請求件数とその処理状況は、**表2**のとおりです。

**表2**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況								
		開 示	一部開示	非 開 示			却下	期間延長	期限の特例	取下げ
				非開示情報	不存在	存否応答拒否				
R3	338	128	130	2	83	0	2	33	0	8
R4	413	158	166	6	86	0	0	34	0	14

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

### (2) 保有個人情報の訂正の請求

保有個人情報訂正の請求件数とその処理状況は、**表3**のとおりです。

**表3**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況				
		訂正	一部訂正	訂正拒否	却下	取下げ
R3	0	0	0	0	0	0
R4	6	1	0	5	0	0

### (3) 保有個人情報の利用停止の請求

保有個人情報利用停止の請求件数とその処理状況は、**表4**のとおりです。

**表4**

(単位：件)

年度	請求件数	処 理 状 況					
		利用の停止	消去	提供の停止	利用停止拒否	却下	取下げ
R3	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0

### 3 実施機関別の保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数は、表5のとおりです。

表5

(単位：件)

実施機関		請求件数		処 理 状 況						
		R3	R4	開示	一部 開示	非 開 示			却下	取下 げ
						非開示 情 報	不存 在	存否 応答 拒否		
市 長	会 計 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 長 室	2	1	0	0	0	1	0	0	0
	総務企画局	4	9	5	4	0	5	0	0	0
	財 政 局	3	4	2	0	0	2	0	0	0
	市 民 局	6	7	5	2	0	0	0	0	0
	こども未来局	12	21	0	16	2	3	0	0	1
	福 祉 局	75	67	53	7	0	6	0	0	1
	保健医療局		6	5	0	0	0	0	0	1
	環 境 局	0	5	4	1	0	0	0	0	0
	経済観光文化局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅都市局	4	26	12	9	0	5	0	0	0
	道路下水道局	1	3	2	0	0	0	0	0	1
	港湾空港局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 役 所	192	234	51	115	2	63	0	0	9
小 計	299	383	139	154	4	85	0	0	13	
議 長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	15	15	7	9	2	1	0	0	1	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	
	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	
消 防 長	22	12	12	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政法人 福岡市立病院機構	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	1	3	0	3	0	0	0	0	0	
市 長 以 外 小 計	39	30	19	12	2	1	0	0	1	
合 計	338	413	158	166	6	86	0	0	14	

備考

1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の合計は一致しません。

#### 4 保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況

保有個人情報の複写の状況及びその費用の徴収状況は表6のとおりです。

表6

区 分		令和3年度		令和4年度	
		数 量	金 額	数 量	金 額
用紙	モノクロ	3,976枚	39,760円	3,640枚	36,400円
	カラー	56枚	1,680円	109枚	3,270円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		2枚	140円	0枚	0円
DVD-R		0枚	0円	0枚	0円
録音カセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオカセットテープ		0巻	0円	0巻	0円
総 計			41,580円		39,670円

備考

用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円、カラー1枚(片面)30円、  
写真フィルム1枚30円、スライド1枚80円、  
CD-R1枚70円、DVD-R1枚120円、録音カセットテープ1巻170円、  
ビデオカセットテープ1巻170円。

#### 5 不服申立ての件数及びその処理状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する実施機関の決定や、不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

令和4年度の不服申立ての件数とその処理状況は、表7のとおりです。

表7

(単位：件)

区 分	不服申立 件数	諮問件数	処 理 状 況						
			認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済 未決定
令和4年度	4	4	0	0	0	0	0	4	0

## 6 個人情報保護審議会への諮問等の状況

個人情報保護審議会は、

- ① 個人情報の取扱いについて意見を述べ、
- ② 必要に応じて保有個人情報の維持管理に関する措置について報告を求め、及び意見を述べ、
- ③ 諮問された審査請求事案について審議し、
- ④ 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができるかとされてきました。

【福岡市個人情報保護条例第56条第2項】

③について、

令和4年度及び過年度分の不服申立てで、令和4年度に審議会で処理したもの等の概要は**表8**のとおりです。

**表8**

諮問の概要 (諮問第160号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した特定補助事業関係書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和2年3月10日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和3年3月31日
諮問年月日	令和3年4月22日
審議会開催日	令和4年1月26日、2月28日、3月29日、4月22日
答申年月日	令和4年5月20日
答申内容	審査請求は、却下することが妥当である。
裁決年月日	令和4年6月14日
裁決内容	却下

諮問の概要 (諮問第161号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者が自書した特定補助事業関係書類に記載された個人情報」 の開示請求
実施機関	福岡市長
決定年月日	令和2年3月10日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和3年3月31日
諮問年月日	令和3年4月22日
審議会開催日	令和4年1月26日、2月28日、3月29日、4月22日
答申年月日	令和4年5月20日
答申内容	審査請求は、却下することが妥当である。
裁決年月日	令和4年6月14日
裁決内容	却下

諮問の概要 (諮問第164号)	③不服申立て事案についての諮問
	「令和〇年〇月〇日受付の市民相談処理カードに記載された個人情報」 の開示請求
実施機関	福岡市長（市長室広聴課）
決定年月日	令和3年9月13日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和3年9月22日
諮問年月日	令和3年10月4日
審議会開催日	令和4年7月29日、9月28日
答申年月日	令和4年10月5日
答申内容	実施機関が行った開示決定処分は妥当である。
裁決年月日	令和4年11月4日
裁決内容	棄却

諮問の概要 (諮問第165号)	③不服申立て事案についての諮問
	「特定の申し入れ書及び決裁文書一式並びに特定個人の連絡先が記載された文書」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健医療局健康医療部健康増進課）
決定年月日	令和3年9月13日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和3年9月28日
諮問年月日	令和3年10月28日
審議会開催日	令和4年9月28日、10月26日、11月30日、12月21日、令和5年2月15日、3月15日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第166号)	③不服申立て事案についての諮問
	「法人から市が受理した特定個人の事故に関する文書一式及び法人に対して市が行った特定個人の事故に関するヒアリング記録等文書一式」の開示請求
実施機関	福岡市長（保健医療局健康医療部健康増進課）
決定年月日	令和3年10月14日
非開示理由	一部開示決定 第20条第2号、第3号、第6号 ・団体の職員等の氏名は個人情報であるため。 ・法人の内部運営情報は、公にしない条件で任意に提供されたものであるため。 ・開示することで、法人との率直な意見交換を妨げ、今後の業務遂行に支障を生じる恐れがあるため。
不服申立て年月日	令和4年1月12日
諮問年月日	令和4年1月31日
審議会開催日	令和4年9月28日、10月26日、11月30日、12月21日、令和5年2月15日、3月15日
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第170号)	③不服申立て事案についての諮問
	「道路反射鏡設置承諾書又は同趣旨の書類に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市長（南区地域整備部維持管理課）
決定年月日	令和4年6月28日
非開示理由	・開示請求に係る保有個人情報を保有していないため。
不服申立て年月日	令和4年9月12日
諮問年月日	令和4年10月7日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第171号)	③不服申立て事案についての諮問
	「開示請求者の戸籍附票の交付状況」の開示請求
実施機関	福岡市長（南区市民部市民課）
決定年月日	令和4年8月2日
非開示理由	一部開示決定 第20条第3号 ・権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和4年11月4日
諮問年月日	令和4年11月30日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—



諮問の概要 (諮問第174号)	③不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決定年月日	令和4年10月19日
非開示理由	なし（全部開示決定に対する不服申立て）
不服申立て年月日	令和5年1月12日
諮問年月日	令和5年2月8日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

諮問の概要 (諮問第175号)	③不服申立て事案についての諮問
	「特定小学校における特定会議の記録に記載された個人情報」の開示請求
実施機関	福岡市教育委員会教育長（教育委員会指導部小学校教育課）
決定年月日	令和4年10月19日
非開示理由	一部開示決定 第20条第5号 ・審議、検討等に関する情報であって開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不服申立て年月日	令和5年1月12日
諮問年月日	令和5年2月8日
審議会開催日	—
答申年月日	—
答申内容	—
裁決年月日	—
裁決内容	—

④について、令和4年度に審議会では処理したもの等の概要は表9のとおりです。

表9

諮問の概要 (諮問第167号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における対応について
実施機関	福岡市長
諮問年月日	令和4年3月22日
答申年月日	令和4年11月17日

諮問の概要 (諮問第168号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健医療局（新型コロナウイルスワクチン接種担当））
諮問年月日	令和4年5月10日
答申年月日	令和4年6月14日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第169号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部介護保険課）
諮問年月日	令和4年8月10日
答申年月日	令和4年10月4日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮問の概要 (諮問第172号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問
	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実施機関	福岡市長（保健医療局（新型コロナウイルスワクチン接種担当））
諮問年月日	令和5年1月16日
答申年月日	令和5年3月13日
答申内容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

諮 問 の 概 要 (諮問第173号)	④個人情報保護制度の運用に関する重要事項についての諮問 介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の点検について
実 施 機 関	福岡市長（福祉局高齢社会部介護保険課）
諮 問 年 月 日	令和5年1月17日
答 申 年 月 日	令和5年3月13日
答 申 内 容	適合性及び妥当性の観点から審査した結果、その記載内容は保護評価指針に定める実施手順に適合し、妥当であると判断する。

## 7 個人情報の取扱いに関する個人情報保護審議会への報告・照会・諮問等の状況

個人情報の取扱いについて審議会の意見を聴く場合は、「個人情報保護事務取扱要綱第24 個人情報の公益上の取扱いに関する事務処理」の定めるところにより行うこととしていました。

### (1) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に該当する事案

個人情報の取扱いを行った後に、原則として審議会へ事後の報告を行うこととしていました。報告があったものの概要については表10のとおりです。

表 10

(報告事案145号) 取 扱 い の 概 要	九州厚生局及び福岡県が、保険医療機関等に対する指導または報告等に係る業務を実施するに当たり、同法第114条第2項に基づく被保険者へ文書による質問を行う必要が生じたため、被保険者の住所情報が必要になったもの。 これにより、福岡県保健医療介護部医療保険課からの依頼に基づき、被保険者の住所情報等の提供を行った。 被保険者の住所情報等については、保険者からの提供以外に把握する方法がなく、本市が提供しなければ当該業務に支障が生じるため、提供を行ったもの。
実 施 機 関	福岡市長（保健医療局総務部保険医療課）
報 告 年 月 日	令和4年5月10日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア) ①、②】
収集先（利用させる課）	保健医療局総務部保険医療課
提供先（利用する課）	福岡県保健医療介護部医療保険課

(報告事案146号) 取扱いの概要	九州厚生局及び福岡県が、保険医療機関等に対し指導及び監査を実施するに当たっては、保険診療の取扱い及び診療報酬の請求に関する事項について確認する必要があることから、福岡県保健医療介護部医療保険課からの依頼に基づき、被保険者の診療報酬明細書(写)の提供を行った。 診療報酬明細書については、保険者が管理しており、本市が提供しなければ当該業務に支障が生じるため、提供を行ったもの。
実施機関	福岡市長(保健医療局総務部保険医療課)
報告年月日	令和4年5月12日
該当する基準の類型	【類型:3b】【区分:(3)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ア)①、②】
収集先(利用させる課)	保健医療局総務部保険医療課
提供先(利用する課)	福岡県保健医療介護部医療保険課

(報告事案147号) 取扱いの概要	新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にあたり、接種券一体型予診票および接種の案内チラシを福岡市に住民票があるものに対し送付予定だが、視覚障がい者に福岡市からの重要な郵送物であることを触って判別してもらうために、封筒に点字シールを貼付予定。 したがって、対象者把握のため、障がい者部障がい企画課が所有する視覚障がい者の氏名、生年月日、その他の情報の提供を受けたもの。
実施機関	福岡市長(保健医療局新型コロナウイルスワクチン接種担当)
報告年月日	令和4年6月7日
該当する基準の類型	【類型:3a】【区分:(2)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ア)】
収集先(利用させる課)	福祉局障がい者部障がい企画課
提供先(利用する課)	保健医療局新型コロナウイルスワクチン接種担当

(報告事案148号) 取扱いの概要	地下水汚染や土壌汚染が発見された場合に原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 入手した井戸所有者等のデータは、環境保全課において井戸水調査及び飲用指導を行うために使用するもの。
実施機関	福岡市長(環境局環境監理部環境保全課)
報告年月日	令和4年6月20日
該当する基準の類型	【類型:3a】【区分:(3)】【分類:ア】【該当事例及び解説:(ア)】
収集先(利用させる課)	水道局総務部営業企画課
提供先(利用する課)	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案149号) 取扱いの概要	地下水汚染や土壌汚染が発見された場合に原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 入手した井戸所有者等のデータは、環境保全課において井戸水調査及び飲用指導を行うために使用するもの。
実施機関	福岡市長（環境局環境監理部環境保全課）
報告年月日	令和4年6月20日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先（利用する課）	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案150号) 取扱いの概要	「福岡市子ども習い事応援事業」における助成対象者へ案内文を送付するもの。 子ども習い事応援事業は、福岡市の生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯のうち小学校5年生から中学校3年生までの保護者を対象に、子どもの習い事費用を助成するものである（令和4年7月から助成開始）。 本事業は子どもの貧困対策の一環として実施するもので、対象者にはプッシュ型の案内を行うこととしているため、実施機関が保有する生活保護及び児童扶養手当受給者情報を利用するもの。
実施機関	福岡市長（こども未来局こども部こども見守り支援課）
報告年月日	令和4年8月10日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	福祉局生活福祉部保護課、こども未来局こども部こども家庭課
提供先（利用する課）	こども未来局こども部こども見守り支援課

<p>(報告事案151号) 取扱いの概要</p>	<p>市長室広報戦略室広報課（以下「広報課」という。）においては、市民へ広く市政情報を提供するため、広報紙「ふくおか市政だより」を月2回発行している。</p> <p>当該個人情報の利用に関しては、視覚障がい者の方へ「市政だより点字版・音声版」を作成し、利用希望者へ発送している。利用希望については、氏名・住所・利用媒体を聴取し、ふくおか市政だより点字版・音声版利用者名簿へ記載している。また、名簿については、担当職員のパソコンへ保存し、パスワード設定のうえ、管理している。</p> <p>当課では、令和4年11月20日執行の福岡市長選挙の際に、立候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した文書（以下「選挙公報」という。）を発行しており、この選挙公報については、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るため、点字版・音声版の製作も行っている。当該個人情報を保有する広報課においては、視覚障がい者に対する市政広報の充実を図るために市政だよりの点字版・音声版を発行しており、当課が発行する選挙公報の点字版・音声版の発行についても、市政広報の充実という目的も有しているため、同一の対象者へ送付することが望ましいと考え、当該個人情報の提供を受けたもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市選挙管理委員会（選挙管理委員会事務局選挙課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>令和4年11月24日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>市長室広報戦略室広報課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>選挙管理委員会事務局選挙課</p>

<p>(報告事案152号) 取扱いの概要</p>	<p>議会事務局調査法制課（以下「調査法制課」という。）においては、市民へ広く市議会情報を提供するため、広報紙「ふくおか市議会だより」を年5回発行している。</p> <p>当該個人情報の利用に関しては、視覚障がい者の方へ「ふくおか市議会だより点字版・音声版」を作成し、利用希望者へ発送している。利用希望については、氏名・住所・利用媒体を聴取し、ふくおか市議会だより点字版・音声版利用者名簿へ記載している。また、名簿については、担当職員のパソコンへ保存し、パスワード設定のうえ、管理している。</p> <p>当課では、令和4年11月20日執行の福岡市長選挙の際に、立候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した文書（以下「選挙公報」という。）を発行しており、この選挙公報については、視覚障がい者の選挙権行使に便宜を図るため、点字版・音声版の製作も行っている。当該個人情報を保有する調査法制課においては、視覚障がい者に対する市政広報の充実を図るために市議会だよりの点字版・音声版を発行しており、当課が発行する選挙公報の点字版・音声版の発行についても、市政広報の充実という目的も有しているため、同一の対象者へ送付することが望ましいと考え、当該個人情報の提供を受けたもの。</p>
<p>実施機関</p>	<p>福岡市選挙管理委員会（選挙管理委員会事務局選挙課）</p>
<p>報告年月日</p>	<p>令和4年11月24日</p>
<p>該当する基準の類型</p>	<p>【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】</p>
<p>収集先（利用させる課）</p>	<p>議会事務局調査法制課</p>
<p>提供先（利用する課）</p>	<p>選挙管理委員会事務局選挙課</p>

(報告事案153号) 取扱いの概要	<p>医療法人が運営している通所リハビリの事業所に対し、福岡県が運営指導を実施した結果、当該事業所は、介護報酬について福岡市の被保険者1名分について過誤による調整が必要となった。</p> <p>福岡県は、当該事業所が過誤調整を行っていない場合、継続して指導する必要があるが、過誤処理の実施状況は本市でしか把握することができず、本市からの情報提供がなければ、福岡県が当該事務の目的を達成することが困難である。</p> <p>そのため、福岡県からの依頼に基づき過誤処理の金額及び過誤処理の完了年月日について情報提供を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和5年1月6日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	福岡県南筑後保健福祉環境事務所

(報告事案154号) 取扱いの概要	<p>組合内の指定居宅サービス事業所に対し、組合が運営監査を実施したところ、不適切な請求の事案が確認された。対象事業所の利用者の中に、本市の被保険者が2名含まれており、不適切な請求の実態を把握及び精査を行うために、本市が保有する給付実績の情報提供が必要となった。</p> <p>組合は、本市からの給付実績の情報提供がなければ、本市の被保険者にかかる返還金の確定ができず、当該事務の目的を達成することが困難である。</p> <p>そのため、組合からの依頼に基づき給付実績の情報提供を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和5年2月14日
該当する基準の類型	【類型：3b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)①】
収集先（利用させる課）	福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	鳥栖地区広域市町村圏組合

(報告事案155号) 取扱いの概要	<p>本市に在住する高齢者などの保健福祉に関するニーズ・意識などを把握することにより、「第9期介護保険事業計画」の策定に必要な基礎的データを収集・分析するとともに、本市の高齢者福祉施策の向上に資することを目的とした、福岡市高齢者実態調査の実施のため、介護保険サービス対象者の情報が必要となる。</p> <p>福祉局高齢社会部介護保険課の保有する介護保険サービス対象者のデータをもとに、福祉局高齢社会部高齢社会政策課においてアンケート調査を行ったもの。</p>
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部高齢社会政策課）
報告年月日	令和5年2月15日
該当する基準の類型	【類型：3a】【区分：(2)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(イ)】
収集先（利用させる課）	福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	福祉局高齢社会部高齢社会政策課

(報告事案156号) 取扱いの概要	地下水汚染や土壌汚染が発見された場合に原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 入手した井戸所有者等のデータは、環境保全課において井戸水調査及び飲用指導を行うために使用するもの。
実施機関	福岡市長（環境局環境監理部環境保全課）
報告年月日	令和5年3月24日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	水道局総務部営業企画課
提供先（利用する課）	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案157号) 取扱いの概要	地下水汚染や土壌汚染が発見された場合に原因究明や周辺の地下水汚染状況を把握する井戸水検査を実施するため、井戸所有者の情報が必要となる。 入手した井戸所有者等のデータは、環境保全課において井戸水調査及び飲用指導を行うために使用するもの。
実施機関	福岡市長（環境局環境監理部環境保全課）
報告年月日	令和5年3月24日
該当する基準の類型	【類型：3 a】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】
収集先（利用させる課）	道路下水道局総務部下水道料金課
提供先（利用する課）	環境局環境監理部環境保全課

(報告事案158号) 取扱いの概要	福岡県が指定通所介護の事業所に対し、運営指導を実施した結果、当該事業所は、介護報酬について福岡市の被保険者4名分について過誤による調整が必要となった。 福岡県は、当該事業所が過誤調整を行っていない場合、継続して指導する必要があるが、過誤処理の実施状況は本市でしか把握することができず、本市からの情報提供がなければ、福岡県が当該事務の目的を達成することが困難である。 そのため、福岡県からの依頼に基づき過誤処理の金額、過誤処理の方法及び完了年月日についての情報提供を行ったもの。
実施機関	福岡市長（福祉局高齢社会部介護保険課）
報告年月日	令和5年3月30日
該当する基準の類型	【類型：3 b】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア) ①】
収集先（利用させる課）	福祉局高齢社会部介護保険課
提供先（利用する課）	福岡県南筑後保健福祉環境事務所

(2) 公益上の取扱いに関する基準に定める類型に準じる事案

個人情報の取扱いについて、審議会会長の意見を聴くこととし、会長専決により処理を行うこととしていましたが、令和4年度は該当がありませんでした。

(3) 上記の(1)(2)に該当しない事案

個人情報の取扱いについて、審議会へ諮問してその意見を聴くこととしていましたが、令和4年度は該当がありませんでした。



## 8 個人情報の漏えい等の状況

令和4年度に報告された、個人情報の漏えい等の事案の件数は、表11のとおりです。

表11

(単位：件)

		令和4年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		92	45	18	0	17	0	0	12
規模別	1～5人	44	17	0	12	0	0	6	
	6～50人	1	1	0	3	0	0	2	
	51～100人	0	0	0	0	0	0	1	
	101～1000人	0	0	0	2	0	0	2	
	1001人以上	0	0	0	0	0	0	1	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

### 【参考】

(単位：件)

		令和3年度 漏えい等事案の件数							
		総件数	発生形態別						
			誤送付	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット流出	盗難	その他
		94	47	11	1	15	4	0	16
規模別	1～5人	46	11	0	9	2	0	10	
	6～50人	1	0	0	4	1	0	5	
	51～100人	0	0	1	1	0	0	0	
	101～1000人	0	0	0	0	1	0	0	
	1001人以上	0	0	0	1	0	0	1	
	不明	0	0	0	0	0	0	0	

### (表11の主な内容)

#### 1 令和4年5月 (紛失) 各世帯の住所及び世帯主氏名 408名分

- ・自治会において、市の広報物配布のために貸与されている個人情報が記載された書類が所在不明となったもの。

2 令和4年7月 (その他) 事業の対象となる子どもの氏名 53名分

- ・子育て世帯に電子クーポンを交付する事業の受託事業者が、利用申込が完了した53名に手続き完了のメールを送信する際に、対象者一覧から氏名を読み込む作業にミスがあり、その結果、メール文中に別人の氏名が表示されたもの。

3 令和4年7月 (その他) 生徒及び保護者の氏名 1,621名分

- ・市立中学校において、教頭が、保護者にアプリを通じてメッセージを送信する際に、誤って生徒の氏名及びその保護者名、居住町名が記載されたデータを添付し、送信したもの。

4 令和4年12月 (その他) アンケート回答者の住所、氏名及び電話番号等 最大205名分

- ・ウォーキング大会参加者のアンケートを実施する受託事業者が、アンケートに使用したアプリの集計ページにおいて、他の回答者の個人情報が閲覧できる状態となっていたもの。

5 令和5年2月 (その他) 相談者のメールアドレス 135名分

- ・アーティスト支援施設を運営する受託事業者が、過去の相談者に対して、事業紹介のメールを送信する際、BCCで送信すべきところを誤ってToで送信したもの。

6 令和5年3月 (紛失) 利用者の住所、氏名及び口座情報等 397名分

- ・市が運営する公共施設予約システムの利用者登録申請業務において、個人情報が記載された書類の一部を紛失したもの。